

第1希望施設名			
申込児童氏名			
申込児童生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

育児休業（産後休業）からの復職に関する申告書

市川市長宛

保育施設の利用申込みにあたり、育児休業（産後休業）からの復職について、次のとおり申告します。

1. 利用申込みにあたっての復職に関する希望は次のとおりです。（いずれかにチェックしてください）

☐ ① 直ちに復職することを希望する ※早期の入園・復職を希望する方は、こちらを選択してください。
☐ ② 希望する保育施設に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる ※こちらを選択した場合、 <u>復職予定の調整指数、保育施設や幼稚園での就労に関する調整指数を加点しません。利用調整において不利になります。</u> ※入園保留を目的とした申請は受け付けません。この項目を選択しても入園が内定する場合があることをご承知おきください。 ※申込み中に②から①に変更する場合は、変更希望月の申込み締切日までに、この申告書の再提出が必要です。

2. 以下の確認事項について確認します。（確認のうえチェックしてください）

(1)	上記1で①を選択し、提出された「就労証明書」により就労条件及び復職の予定について確認できた場合には、基準指数(就労)に復職予定の調整指数2点を加点して利用調整を行います。 ただし、もう一方の保護者が、申込み児童の兄弟姉妹の産前産後休業又は育児休業(以下育児休業等とします。)を取得することにより入園後も復職をしない場合、この加点は行いません。	☐
(2)	「復職」とは、 <u>育児休業等</u> を取得している職場に就労証明書に記載された労働契約上の条件(1 か月あたりの就労時間)で復帰することをいいます。同じ勤務先内で部署、派遣先が変更となる場合も復職に含まれます。ただし、労働契約上の就労時間を変更しない育児短時間勤務制度を利用することは可能です。同じ職場に復帰する場合でも <u>労働契約上の就労時間が減る場合</u> や、同じ就労条件でも転職(派遣元の変更を含みます)する場合は、「復職」ではないため、利用調整において、基準指数は就労内定または求職活動と同等の取り扱いとなり、復職予定の調整指数を加点しません。	☐
(3)	保育施設入園申込み後に育児休業を延長するなど就労状況に変更が生じた場合は、変更後の育児休業期間のわかる「就労証明書」又は「保育施設等利用申込書等記載事項変更届」を追加で提出する必要があります。申込み中に育児休業等の期間が途切れた場合は、復職予定の調整指数は加点しません。	☐
(4)	利用調整の結果、保育施設に入園内定となった場合は、上記1で①②のいずれを選択していた場合でも、保育施設に入園して復職し、復職後に作成された「就労証明書」を提出してください。	☐
(5)	復職期限は、保育施設への入園月の翌月10日(10日が祝日や週休日にあたる場合も同じ)です。	☐
(6)	復職後に育児短時間勤務制度を利用する場合は、その就労条件が記載された「就労証明書」を提出する必要があります。	☐
(7)	入園内定を辞退した場合には、翌月以降に再申込みをした際の利用調整において、同点の場合は優先順位の2位により不利になります。また、辞退から12か月間内定辞退の調整指数5点を減点します。	☐
(8)	保育施設への入園内定後入園までの間に復職をしないことがわかった場合は、入園内定又は入園承諾決定を取り消します(内定辞退に該当するため再度入園の申込みをした際選考において不利になります。)	☐
(9)	上記1の申告内容を変更する場合は、変更希望月の申込み締切日までにこの申告書を再提出する必要があります。	☐

【次ページの誓約書もご記入ください】

誓 約 書

市川市長宛

私は、現在育児休業(産後休業)を取得中であり、保育施設の入園が決定した場合、以下のことについて誓約します。

- ① 保育施設に入園した月の翌月10日まで(57日目からの入園の場合は、入園日)に必ず下記の勤務先、労働契約で就労すること。

就労する勤務先の名称(会社名等) ※ 派遣社員の場合は、派遣元	
就労開始時の労働契約上の就労時間 (休憩時間を除く1日あたりの就労時間×1か月あたりの就労日数)	1か月 時間以上

- ② 市が指定した期限までに、復職後に作成された就労証明書を提出すること。
- ③ 下記に該当する場合は入園の内定を辞退すること、または保育の実施を解除されること(退園)になっても異議を申し立てないこと。

- 市が指定した期限までに就労を開始できない場合
- 育児休業を取得していた勤務先で就労せず転職した場合(派遣社員は派遣元の変更を含む)
※ 人事異動に伴う勤務地や部署等の変更は、転職に含まない。
- 上記①に記入した労働契約上の就労時間を減らして復職した場合
※ 労働契約を変更しない時短勤務は可。
- 復職後に就労証明書を提出しなかった場合

提出日： 年 月 日 (年 月入園の利用調整から適用)

申告者(復職予定者)氏 名： _____

住 所： _____

電話番号： _____

上記①の内容で復職しない場合、内定または求職として利用調整をします。
復職しない場合やその可能性がある場合は、必ず書類の受付期間中に市にお知らせください。